

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人和貴
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年12月2日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・法人の適正な運営組織の確保に向け、直ちに評議員及び理事の選任を行うこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならないところ、在任する評議員の数が定款に定めた定数を下回ったことから、その数は定款で定めた理事の員数6名を超えていなかった。</p> <p>ついては、評議員会は、法人運営の基本ルールや体制を決定し、法人運営を監督する重要な役割を担うものであることから、定数7～9名の範囲で、かつ、理事の員数を超える評議員を直ちに選任すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第40条第3項) (定款第5条)</p>	<p>定款で定めた評議員数となるように選任を行う。</p>
2	<p>理事の定数が6名であるところ、在任する理事数が5名であった。また、理事のうちには他の同一の団体の役員が3分の1を超えて含まれてはならないところ、理事総数5名のうち2名が同一の医療法人の役員であった。</p> <p>ついては、理事は理事会の構成員として法人の業務執行を決定する等法人の運営における重要な役割を担うものであることから、定員6名の理事を直ちに選任すること。また、選任にあたっては、欠格事由や特殊の関係について留意すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第44条第3項、第6項) (規則第2条の10第1項第6号) (定款第15条)</p>	<p>欠格事由や特殊の関係に留意し欠員の補充を行う。</p>
3	<p>社会福祉法人は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、法人の当初予算編成時において前期末支払資金残高を0円としていることから、決算時に、前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高の予算と決算に差異が生じていた。</p> <p>ついては、前年度決算が確定後にあつては、前期末支払資金残高の補正を行うこと。</p>	<p>決算確定後に前期末支払資金残高の補正を行う。</p>

	<p>なお、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくのが望ましい。</p> <p>また、本件は前回も文書指摘しているが改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項 2 (2)) (経理規程第21条)</p>	
4	<p>ケアハウスかずきサービス区分から法人本部会計サービス区分に9,292,635円、小規模多機能型居宅介護よろず承り処かずきサービス区分に8,901,481円のサービス区分間貸付(借入)が行われているが、年度内に補填されなかった。</p> <p>については、運営事業収入(措置費)の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであることから、繰り替えて使用した資金は、当該年度内に補てんすること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の口頭指摘をしており、原因を分析し、再発防止策を講じたうえで必ず改善すること。</p> <p>(鳥取県長寿社会課長通知) (弾力運用局長通知 5 (2))</p>	<p>会計システムで、サービス区分間貸付科目設定の誤りがあり、サービス区分間貸付科目が資金収支科目として、資金収支計算書のサービス区分間長期貸付科目に反映され計上されていたため、ケアハウスかずきサービス区分から法人本部会計サービス区分に9,292,635円、小規模多機能型居宅介護よろず承り処かずきサービス区分に8,901,481円のサービス区分間貸付(借入)となっていた。このため、会計システムのサービス区分間貸付科目が資金収支科目のサービス区分間長期貸付科目に反映しない設定修正を行った結果、ケアハウスかずきサービス区分から小規模多機能型居宅介護よろず承り処かずきサービス区分に7,033,591円のサービス区分間貸付(借入)となった。</p> <p>また、今後、サービス区分間貸付(借入)が発生する際には年度内に補填が必要なサービス区分については年度内に補填を行う。</p>
5	<p>計算書類の附属明細書について、以下のようない不備があった。</p> <p>(1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書について、基本財産の土地の期首帳簿価額(A)及び期末帳簿価額(E)が0円になっていたため、貸借対照表 34,539,338円と一致していなかった。</p> <p>については、基本財産及びその他の固定資産の明細書の作成は、貸借対照表との整合性を図ること。</p> <p>(2) 拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書の様式について、定められた様式(サービス区分の次に合計、内部取引消去及び拠点区分合計を記載する形</p>	<p>計算書類附属明細書について、</p> <p>(1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書について、土地の期首帳簿価額及び期末の帳簿価額の修正を行う。</p> <p>(2) 拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書について定められた様式で作成する。</p> <p>(3) 拠点区分資金収支明細書を作成した拠点においては、サービス区分間繰入金明細書を作成する。</p>

	<p>式)になっておらず、総合計及び調整事業の次にサービス区分を記載していた。</p> <p>また、内部取引に係る科目が相殺消去されていなかった。</p> <p>については、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書は定められた様式に従って適切に作成し、内部取引は相殺消去すること。</p> <p>(3) 拠点区分資金収支明細書を作成しており、サービス区分間繰入金収入(支出)を計上しているにもかかわらず、サービス区分間繰入金明細書が作成されていなかった。</p> <p>については、拠点区分資金収支明細書を作成した拠点においては、サービス区分間繰入金明細書を作成すること。</p> <p>(運用上の取扱い4、26(2)) (サービス区分間繰入金明細書(注))</p>	
6	<p>ケアハウスかずきサービス区分の当期末支払資金残高が、運営事業収入(措置費)の30%を超えていた。</p> <p>当期末支払資金残高 37,681,209円 運営事業収入の30% 18,528,503円</p> <p>については、当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立た結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営事業収入(措置費)の30%以下の保有とすること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の口頭指摘をしており、原因を分析し、再発防止策を講じたうえで必ず改善すること。</p> <p>(鳥取県長寿社会課長通知) (弾力運用局長通知4)</p>	<p>当期末支払資金残高は過大な保有とならないように、適正な施設運営を確保した上で、将来発生が見込まれる経費を計画的に積立て、当該年度の運営事業収入の30%以下の保有となるようにする。</p>
7	<p>経理規程の注記事項について、「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が規定されていなかった。</p> <p>については、所要の整備を行うこと。なお、本件については、前回も同様の口頭指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第29条第1項第15号) (経理規程第61条第1項)</p>	<p>経理規程の注記事項について、「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を規定する。</p>